

消費者団体訴訟制度の在り方について*（抄）

* 内閣府国民生活審議会消費者政策部会消費者団体訴訟制度検討委員会報告書（平成17年6月23日公表）

第1 消費者団体訴訟制度の必要性

1. 消費者被害の未然防止・拡大防止の必要性

近年、商品・サービスに関する消費者トラブルが増加しており、特に消費者契約に関わるトラブルについては、全国の消費生活センター等に寄せられた苦情相談の8割程度を占め、深刻な状況となっている。

消費者契約に関連した被害については、一般に、同種の被害が多数の者にわたるといった特徴を有している。このため、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ることが重要であり、事業者による不当な行為を何らかの方法で抑止する必要がある。

この抑止の手法については、消費者政策の在り方に関し、行政による事業者に対する規制よりも、市場メカニズムを活用するものに重点をシフトすることが求められていることを踏まえて検討する必要がある。

しかし、消費者にとって、事業者の行為の不当性を認識した場合には、契約の締結を回避すれば足りることもあり、現行法上、直接的な被害を受けていない消費者が、事業者の不当な行為の抑止を求める権利は認められないとされている。

こうしたことを踏まえ、事業者の不当な行為の抑止につき、どのような者がどのような方法で当たるのが適当であるかについての検討が求められている。

2. 消費者被害の未然防止・拡大防止における消費者団体の重要性

消費者団体には、消費者の利益の擁護を図るため、消費者に代わって、市場において事業者の行為を監視するなど消費者の視点に立って活動することが期待されている。

平成16年6月に施行された消費者基本法において、新たに消費者団体に関する規定が設けられ、消費者団体の努める活動の一つとして、「消費者の被害の防止及び救済のための活動」が盛り込まれた。

このような役割が期待される消費者団体は、事業者の不当な行為を抑止する重要な担い手と考えられる。

3. 消費者団体に差止請求権を認める必要性

消費者団体の中には、実際、事業者の不当な行為を抑止する担い手となるべく、事業者に対して、不当な行為の改善を求める活動などを自主的に行い、一定の成果を上げているものがある。

しかしながら、これらの自主的な活動には法的な裏付けがないことから、事業者側から誠実な対応が得られない場合があるなど、その実効性において限界があると指摘されている。

こうしたことを踏まえると、現行制度は、事業者の不当な行為を抑止していく上で十分とはいえないと考えられる。このため、一定の消費者団体に、消費者全体の利益を擁護するため、事業者の不当な行為に対して差止めを求める権利を認める必要がある¹。

4. 消費者被害の損害賠償請求について

消費者被害は、同種の被害が多数の者に及ぶものの、個々の消費者に生じる被害額が比較的少額であることから、事後の被害救済を求めて個々の消費者が訴えを提起することは困難な場合が多い。このため、消費者団体が個々の被害者に代わって損害賠償を請求するといった制度の導入が必要との考え方がある。

この考え方は、個々の被害者が損害賠償請求権など事業者に対する何らかの請求権を有していることを前提として、少額多数被害救済の実効性を確保しようとするものである²。

しかしながら、このような少額多数被害救済のための手法については、消費者団体が損害賠償等を請求する制度以外にも、様々なものが想定され得る。

実際、こうした観点から、選定当事者制度の改善³がなされ、その他司法アクセスの改善など、個人が訴えを提起することに伴う困難性そのものを改善しようとする具体的な施策が講じられつつある。

このように、消費者団体が損害賠償等を請求する制度の導入については、上記のような手法の展開を十分に注視し、その上で、同制度の必要性も含めて、慎重に検討されるべきである⁴。

1 このような制度は、EU諸国をはじめとする多くの諸外国で既に導入されており、消費者被害の未然防止・拡大防止において相当の役割を果たしていると考えられる。

2 この点で、直接的な被害を受けていない者に事業者の不当な行為の差止めを求める権利が現行法上は認められていない未然防止の局面とは大きく異なる。

3 選定当事者制度とは、共同の利益を有するものの中から全員のために原告（または被告）となるべき一人または数人を選定し、その選定された者が自己と他人のために、当事者として訴訟を行う制度。平成8年の民事訴訟法改正により、選定の要件が緩和された。

4 なお、消費者団体による損害賠償の請求に関しては、消費者個人の損害賠償請求権を前提としない考え方（利益の吐き出し請求等）もあるが、そのような考え方は、我が国において一般的ではなく、慎重な検討が必要と考えられる。